

1. 議事日程

[令和5年第1回安芸高田市議会 3月定例会第18日目]

令和5年3月16日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第1号 安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例
日程第3	議案第3号 安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
日程第5	議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第6	議案第24号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第25号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第9号 安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第10号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第11号 安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第12号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第13号 安芸高田市吉田老人福祉センターラボート設置及び管理条例を廃止する条例
日程第13	議案第14号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第15号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第16号 安芸高田市向原駅地場産業振興センターラボート設置及び管理条例
日程第16	議案第18号 安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第19号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第20号 市道の路線認定及び廃止について
日程第19	議案第21号 安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備

- に関する条例
- 日程第20 議案第22号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例
- 日程第21 議案第23号 安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第35号 令和5年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第23 議案第36号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第37号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第38号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第39号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第40号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第41号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第29 議案第42号 令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第43号 令和5年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第44号 令和5年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
- 日程第32 議案第45号 令和5年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
- 日程第33 議案第46号 令和5年度安芸高田市北財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第47号 令和5年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第48号 令和5年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第49号 令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第50号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計予算
- 追加日程第1 議案の撤回について
- 日程第38 議案第51号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第39 議案第52号 委託契約の締結について
- 日程第40 議案第53号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第41 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤 克彦	2番	田邊 介三
3番	山本 数博	4番	武岡 隆文
5番	新田 和明	6番	芦田 宏治
7番	山根 温子	8番	先川 和幸
9番	石飛 慶久	10番	山本 優
11番	熊高 昌三	12番	宍戸 邦夫
13番	秋田 雅朝	14番	金行 哲昭
15番	児玉 史則	16番	大下 正幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番 山本数博 4番 武岡隆文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	行森俊莊	企画振興部長	猪掛公詩
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業部長	森岡雅昭	消防長	近藤修二
教育次長	宮本智雄	総務課長	新谷洋子
財政課長	沖田伸二	企画課長	高下正晴
管理課長	神田正広		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
総務係長	藤井伸樹	主任主事	日野貴恵
主任主事	山口涉		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○大下議長

定刻になりました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

毛利事務局長。

○毛利議会事務局長

諸般の報告をいたします。

次のとおり決定しましたので報告をいたします。

追加案件となる、議案第51号から第54号までの4件は、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上、報告を終わります。

○大下議長

以上で、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○大下議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において3番山本数博議員、及び4番 武岡議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第1号 安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例

日程第3 議案第46号 安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例

○大下議長

日程第2、議案第45号「安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」の件から、日程第7、議案第25号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの6件を一括して議題といたします。

本案6件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

芦田総務文教常任委員長。

○芦田 総務文教常任委員長

総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

令和5年2月27日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、3月1日に総務文教常任委員会を開き、市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第1号「安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」は、4月1日からの改正個人情報保護法の施行に伴い、避難行

動要支援者名簿や個別避難計画が引き続き避難支援等関係者に提供できるよう、取扱いに関する根拠等を条例で制定するものです。

審査の過程において、委員より、「避難行動要支援者名簿や個別避難計画の運用はどのようにになっているのか。」との質疑があり、執行部より、「避難行動要支援者名簿と個別避難計画を自主防災組織に渡しており、避難支援者には個別支援計画を渡している。」と答弁がありました。

次に、議案第3号「安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」は、オンラインによる手続について、本条例で一括して規定することにより、個別の事務手続の根拠となる。条例等の改正の事務簡素化を図るものです。

審査の過程において委員より、「本条例は基礎的な条例でオンライン手続ができるように環境を整えるとのことだが、来年度に入ってから一斉に電子申請を始めるのか、それとも各担当課の準備ができ次第進めるということか。」との質疑があり、執行部より、「本条例はオンラインで申請ができるための条例の整備で、申請自体については同時並行ではない。」との答弁がありました。

次に、議案第5号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定」については安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の選定について議会の議決を求めるものです。審査の過程において委員より、「指定管理の契約期間にばらつきがあるが、それぞれどういう評価をして、1年や3年などの判断をしているのか。」との質疑があり、執行部より、「指定管理料を機能的に見直すために期間を短くしている。そして、検証が十分にできたものについては、3年なり5年なり長い期間で安定的に指定管理を任せるという判断に至っている。」との答弁がありました。

討論において、委員より、「指定管理者は最初は1年、次は3年という契約の中で更新をしてきている。本年に限っていきなり運営を見るから1年でやってくれと言われ困惑していると思う。予算を見たら相当減額された団体もあり、本年の方針で単年度に変えるというのは理解しがたい。」との反対討論がありました。

また、委員より、「1年間という短い期間にすることで機動的な対応ができ、修正を図っていく。また、検証期間を経て3年5年と安定した軌道に乗せていくことが、本市にとって大切だと思うので、次の持続的な経営の可能性を模索していただきたい。」との賛成討論がありました。

議案第6号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」については、携帯不安地域を解消する事業の財源として辺地債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律に基づき、総合整備計画を策定するものです。

審査の過程において、委員より、「他に多くの不感地域があるが、武漢地域の将来についてはどのように考えているのか。」との質疑があり、

執行部より、「この地域には多くの不感地域が残っているが国は不感地域をゼロにしていくと言っている。そのための事業が総務省の携帯電話等エリア整備事業であり、市としてはこれ以外にすべがないので、国に実態を訴え、要望していく。」と答弁がありました。

議案第24号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、美土里体育センター等の廃止及び美土里地区の地番変更に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員より、「民間活用予定のない廃止する施設は、今後どのような扱いになるのか。」との質疑があり、執行部より、「美土里体育センターが該当する。電気等は止めるが、すぐに解体せず、当面は倉庫で活用するなどの管理をしたい。」と答弁がありました。

議案第25号「安芸高田市社会体育施設等の設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、吉田文化創造センターの廃止及び美土里地区の地番変更に伴い、所要の改正を行うものです。審査の過程において委員より、「廃止した施設は今後は取り壊しになるのか。」との質疑があり、執行部より、「すぐに解体はないが、民間活用も探りながら、今後の検討課題になると思う。」と答弁がありました。

以上の6議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告といたします。

○大下議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入れます。討論はありませんか。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいまの総務文教常任委員会の委員長報告に議案番号の間違いがありましたので、ここで委員長より訂正をお願いしたいというふうに思います。

芦田委員長。

○芦田<sub>総務文教常任委員長</sub> 先ほど報告しました、議案番号の第24号と第25号が逆になっておりました。議案第24号が、安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例で、議案第25号が、安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例に訂正します。

以上です。

○大下議長 これより委員長報告に対して、討論がありましたらお願ひいたします。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号「安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」の件から議案第25号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例を廃止する条例」の件までの6件を一括して起立により採決いたします。

本案6件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案6件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第9号 安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第8、議案第9号「安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例」の件から日程第21、議案第23号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例」の件までの14件を一括して議題といたします。

本案14件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根産業構成常任委員長。

○山根産業構成常任委員長 産業厚生常任委員会から委員長報告をいたします。

令和5年2月27日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、3月2日に産業厚生常任委員会を開き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第9号「安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例」は、条例中の文言整理を行うものです。

次に、議案第11号「安芸高田市葬祭場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、狂犬病予防法における犬の原簿登録の漏れを防止することを目的に、あじさい聖苑で未登録犬の死体の火葬を行う際の使用料を、市内金額の5倍に改正するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「改正が必要となる事例があったのか。」との質疑があり、執行部より、「狂犬病は罹患するとほぼ100%致死の怖い病気であり、市民の安心安全を守るために、法律に基づいた義務を果たしていただくよう取り組んでいくものです。」と答弁がありました。

また、委員より、「未登録犬の火葬実績は。」との質疑があり、執行部より、「令和4年4月から12月までの市内の火葬件数は159頭で、そのうち35頭が未登録犬だった。率に直すと22%で大半は小型犬、数頭が中型犬であった。」と答弁がありました。

次に、議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、平成30年度から県単位で運営されている国民健康保険につき、県から示された数値を参考に税率を改定するため、本市の国民健康保険税条例の一部を改正するものとの説明がありました。

次に、議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、「ふれあいセンターいきいきの里」の指定管理が令和5年3月31日で満了することから、今年度末をもって、この施設を社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会へ無償譲渡するため、本条例から同施設を削除するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「譲渡から5年間はこれまで同様に地域住民が集える場所とすることを条件とすると明記されているが、5年を過ぎた場合、どのようなことになるか。」との質疑があり、執行部より、「5年後の運用方法については譲渡先の社会福祉協議会で考えることになる。」と答弁がありました。

また、委員より、「市として、社協へ譲渡することを、市民に、地元利用者に説明すべきではないか。」との質疑があり、執行部より、「あえて社協に施設を譲渡することを、地元の方にお伝えしなくても、これまでも指定管理で社会福祉協議会に運営していただいており、運用方法には何ら変更はない。」と答弁がありました。

次に、議案第13号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例」は、老人福祉法に規定する老人福祉センターとして、昭和58年に開所した吉田老人福祉センターを、今年度末をもって閉館するため、本条例を廃止するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「廃止に当たり、地元とどのように協議したのか。」との質疑があり、執行部より、「昨年12月と今年1月の2度行っている。1回目については令和5年3月末日をもって閉館したい旨の説明を行い、利用団体の代表の方から意見をいただいた。2回目については頂いた意見へ回答する形で実施し、改めて3月末の閉館を申し上げた。」と答弁がありました。

また、委員より、「浴室を停止するために、予告期間を設けてしっかりと周知し、クローズされた経緯あり、深みのある説明会・対話がなされず、早急ではないか。」との質疑があり、執行部より、「老朽化により外壁が剥がれ落ち、危険な状態だ。ゆえにこの廃止条例にかかわらず、施設の利用はやめる。」と答弁がありました。

次に、議案第14号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、令和5年1月以降の出産育児一時金の額が改正されることを受け、

本市国民健康保険条例に定める額を改正するものです。国民健康保険における近年の出産育児一時金の支給状況だが、令和2年度が6件、3年度が10件、4年度が令和5年1月末時点において11件となっているとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「出産手当が増額されることは大変いいことだが、それに伴い出産費用も上がる傾向にある。医療機関と協議し育児に充てるお金が残るよう手は考えられないか。」との質疑があり、執行部より、「一般論だが恐らくない。なぜならば、基礎自治体、市にはそのような権限は付与されていないからだ。国として所管する厚生労働省であれば、監督指導する立場にあり、もしかするとあるかもしれない。」と答弁がありました。

次に、議案第15号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、鉄道に係る駅舎等施設の設置管理条例に記載のある向原駅地場産業振興支援センターラポートを現在の使用形態に位置づけるため、改正するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「従来と現在の使用形態の違いについて説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「企業誘致に関連して、施設の2階、3階の改修をしている。使用料の見直し等を含め、使用形態が変わってくるため、現在の鉄道に係る駅舎等の施設から外し、新たに条例を制定したいと考えである。」と答弁がありました。

次に、議案第16号「安芸高田市向原駅地場産業振興センター拉ポート設置及び管理条例」は、議案第15号で審査された向原駅地場産業振興センターを、新たに向原駅地場産業振興センター拉ポートとして条例制定するもので、企業誘致及び地場産業の振興を行う核となる施設として、名称及び使用料等を変更するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「使用料は上がるのか、下がるのか。また、市の直営となるのか、指定管理になるのか説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「1階のテナントについては現在の使用料から変更しない考え方である。2階、3階については新しく希望している企業もあり、今後協議の上、利用料を定めたい。管理方法については、市の直営で運営していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「関係者への説明は済んでいるという理解でよいのか。」との質疑があり、執行部より、「現状入っていただいているテナントについては、これまでと変わるところがないため、説明はしていない。2階、3階の企業についても同様である。」と答弁がありました。

次に、議案第18号「安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、利用率低迷等の理由により、向原町に所在する2カ所のふれあい農園のうち、向原ふれあい農園を閉園し、併せて残る尾原ふれあい農園の利用料を改定する条例の改正を行うものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「廃止となる向原ふれあい農園の令和4年度の契約実績は。」との質疑があり、執行部より、「43区画あるうちの15区画が利用されており、利用率としては35%である。」と答弁がありました。

次に、議案第19号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」は、国の道路法施行令の改正に伴い、国及び県の占用料に準じて本市の道路占用料を改定するものとの説明がありました。

次に、議案第20号「市道の路線認定及び廃止について」は、県道吉田豊栄線のうち、東広島高田道路の戸島・常友区域の市道改良工事に伴い、市道の路線認定及び廃止をするものとの説明がありました。

次に、議案第21号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例」は、平成29年に料金見直しのための審議会で、「上下水道料金改定率20%値上げ」の答申を受けたが、段階的な措置として10%の値上げにとどめていたものについて、残りの10%を値上げするものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「くみ取り料金も含まれるのか。」と質疑があり、「今回は値上げしないが、今後改正したいと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「今回の改正は平成29年の答申を受けてのものだが、それ以降状況は悪化しているのではないかと思うが、今後の見通しあるか。」との質疑があり、「令和5年度になり、次の料金改定に向け準備を進めたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「広島県水道広域連合企業団の方針はどうなのか。」との質疑があり、「当初、企業団では、令和8年度の見直しを計画していたが、料金改定は企業団安芸高田事務所が審議会をつくり検討するものなので、短い期間で段階的に検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第22号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例」は、令和5年4月1日から安芸高田市水道事業が広島県水道広域連合企業団に移行することに伴い、安芸高田市水道事業の設置管理条例を廃止するとの説明がありました。

次に、議案第23号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例」は、収集運搬業者が、し尿処理場の使用料を納付する際に「し尿及び浄化槽汚泥処理券」を事前に購入し提出することとなっていたが、処理券を廃止し、納入通知書で納付するよう変更すること、及び、災害等特別の事情があると認めるときは、使用料を減額、または免除することができる項目を追加するものとの説明がありました。

以上の14議案について、慎重に審査し、採決した結果、議案第13号については、原案を否決すべきものと決し、それ以外の13議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 大下議長 以上、報告いたします。
- 大下議長 これをもって委員長報告を終わります。
- 大下議長 これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。
- (質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
- 大下議長 委員長の報告に原案否決の議案があったことから、これより本案14件を個別に討論採決を行います。まず、議案第9号「安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。
- (討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- 大下議長 これより議案第9号「安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
- 大下議長 本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 大下議長 次に、議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。
- (討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- 大下議長 これより、議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
- 大下議長 本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 大下議長 次に、議案第11号「安芸高田市葬祭場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。
- (討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- 大下議長 これより議案第11号「安芸高田市葬祭場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により、採決いたします。
- 大下議長 本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(討論あり)

○大下議長 討論がありますので、まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

石飛議員。

○石飛議員 議案第12号に対して反対討論をいたします。

第一点、この施設は、公共施設等管理計画に譲渡廃止方針施設リストに入りてないこと。第二点、市が地元町内会や利用者に譲渡を説明していないこと。第三点、安芸高田市社会福祉協議会は、ほぼ公的な機関であることは十分理解しているが、市は指定管理料や補助金等を支払う優位な立場である。譲渡から5年間はこれまでと同様に地域住民が集える場所とする条件を付したこと。

以上、三つの点を考慮し、2者間で話を進めたことは市民抜きで市民の意見を排除した進め方である。また、地域住民が集える場所の整理は市がすべきことを分かった上で、条件付きで安芸高田市社会福祉協議会に責任の押しつけ、施設利用の関与を丸投げをしたことは問題であると判断した。

この基幹集会所から変更し、無償譲渡する条例について反対といたします。

○大下議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論あり)

熊高議員。

○熊高議員 委員会の審議の状況、私も聞かせていただきましたが、社会福祉協議会と市の関係性、そういうものを含めて信頼感のある関係から、今回の取決めがされたというふうに伺いました。そういう状況を見た中で、社会福祉協議会に今回の条例改正によって任せることとは、私は賛成すべきだというふうに考え賛成の討論とさせていただきます。

○大下議長 次に、反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○大下議長 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○大下議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第13号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論あり)

○大下議長 討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。石飛議員。

○石飛議員 議案第13号に対して反対討論をいたします。

この施設は公共施設管理計画で廃止予定になっているのは承知しております。しかし、12月9日、1月27日と説明会を開催されましたが、利用者との協議もなく、数か月後の3月31日に一方的に閉館することで、することは非常に大きな問題と考えます。

コロナ禍の下であっても、令和3年度の年間延べ利用者数は196団体、1,477人。令和4年の1月まで利用者数は175団体、1,580人の利用実態がいまだあります。利用者の声を丁寧に聞かないで閉館を判断することは、強行的な手法であると思わざるを得ません。

よって、安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例に対して反対といたします。

○大下議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論あり)

○大下議長 金行議員。

○金行議員 私は議案第13号「安芸高田市老人福祉センター条例の廃止条例」についての賛成討論を行います。

この施設は従来より老人会の教養の向上とか、レクリエーション等々は使ってありましたとは執行部のほうからも聞きました。

ですが、老人福祉センターは昭和58年以降開所し、39年間の経過がたって、一番心配されるのは執行部のほうからも出ました危険な状態でございます。私も行ってみました。金網も張ってありました。その中でこの施設が地域住民にとっても大事なこと等は認識していますが、私は一番危険だということを重んじます。

今、関係者の御説明がありましたら、一応は、閉館の説明は2回。12月9日、1月27日に行っておられます。それは代表者が来て、代表者は納得と説得をされていましたということも聞いています。

また、社会保険事務所の福祉協議会も理解をしておりますと聞いております。この分は危険ということがございます。危険なのに、使用者がたくさんありますても、今は危険ということを重視したら廃止することは仕方がないと考えて、この議案第13号に対しては賛成といたします。

○大下議長 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○大下議長 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(討論あり)

○大下議長

南澤議員。

○南澤議員

議案第13号に賛成の立場で討論します。

本件は、執行部の説明があったとおり、外壁の崩落等が見られ、危険なので使用を停止するというものであります。

当該施設の近隣には市民文化センター、吉田人権福祉センター、ふれあいセンター、いきいきの里など代替施設もあり、危険であればほかにも施設があるということで、廃止は仕方がないと思います。

説明についても、2回の説明のうち1回の説明に欠席された方には議事録を送付しており、次の説明会でいただいた意見への回答もしておるということで、必要な説明を果たしているものと考え、本案に賛成するものであります。

以上です。

○大下議長

ほかに、賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○大下議長

賛成討論もなしと認めます。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について、採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○大下議長

起立少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、議案第14号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- これより、議案第15号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
- 本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
- 本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 次に、議案第16号「安芸高田市向原駅地場産業振興センターラポートの設置及び管理条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。
- (討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- これより議案第16号「安芸高田市向原駅地場産業振興センターラポート設置及び管理条例の件」を起立により採決いたします。
- 本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
- 本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 次に、議案第18号「安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。
- (討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- これより、議案第18号「安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
- 本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
- 本案は委員長の報告のとおり決することに、諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 次に、議案第19号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の件」に対する討論を行います。討論はありませんか。
- (討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- これより、議案第19号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
- 本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
- 本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕

- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号「市道の路線認定及び廃止について」の件に対する
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第20号「市道の路線認定及び廃止について」の件を起
立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま
す。
- [起立多数]
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整
備に関する条例」の件に対する討論を行います。討論ありませんか。
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第21号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例
の整備に関する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま
す。
- [起立多数]
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第22号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の廃止
する条例」の件に対する討論を行います。討論ありませんか。
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第22号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を
廃止する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま
す。
- [起立多数]
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正
する条例」の件に対する討論を行います。討論ありませんか。
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第23号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改
正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

|       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第22 | 議案第35号 | 令和5年度安芸高田市一般会計予算                |
| 日程第23 | 議案第36号 | 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第24 | 議案第37号 | 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第25 | 議案第38号 | 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計予算            |
| 日程第26 | 議案第39号 | 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算        |
| 日程第27 | 議案第40号 | 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算         |
| 日程第28 | 議案第41号 | 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第42号 | 令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算           |
| 日程第30 | 議案第43号 | 令和5年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算           |
| 日程第31 | 議案第44号 | 令和5年度安芸高田市横田財産区特別会計予算           |
| 日程第32 | 議案第45号 | 令和5年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算           |
| 日程第33 | 議案第46号 | 令和5年度安芸高田市北財産区特別会計予算            |
| 日程第34 | 議案第47号 | 令和5年度安芸高田市来原財産区特別会計予算           |
| 日程第35 | 議案第48号 | 令和5年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算           |
| 日程第36 | 議案第49号 | 令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計予算           |
| 日程第37 | 議案第50号 | 令和5年度安芸高田市下水道事業会計予算             |

○大下議長 日程第22、議案第35号「令和5年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第37、議案第50号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの16件を一括して議題といたします。

本案16件は予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

石飛予算決算常任委員長。

○石飛予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をいたします。令和5年2月21日付で本委員会に付託された議案第35号から議案第50号までの16議案並びに議案第35号「令和5年度、安芸高田市一般会計予算に対する修正案」についての審査結果を報告します。

3月10日、13日、14日の3日間、委員会を開き審査をしました。

令和5年度当初予算は主要事業が次の5項目、教育の推進、福祉の充実、生活基盤の整備、産業の振興、文化の発信に。

○大下議長 委員長、申し訳ありません。ここで暫時休憩したいんですが。

○石飛予算決算常任委員長 よろしいです。

○大下議長 会議を再開いたします。

ここで11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。委員長から審査結果の報告の続きを求めます。

石飛予算決算常任委員長。

○石飛予算決算常任委員長 途中からですが、引き続き委員長報告をさせていただきます。

令和5年度当初予算は、主要事業が次の5項目、教育の推進、福祉の充実、生活基盤の整備、産業の振興、文化の発信に区分されており、一般会計の予算規模は200億3,900万円で、前年度と比較して2億3,013万8,000円の増でした。

また、特別会計予算は前年度と比較して2億4,474万9,000円の増、下水道事業会計は1億5,251万6,000円の増、水道事業会計は、広島県水道広域連合企業団へ移行するに当たり皆減であり、各会計の合計は305億2,881万5,000円となり、前年度と比較して6億2,740万3,000円の増となっていました。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は次のとおりです。

危機管理監の審査においては、委員より、「河川監視システム構築業務委託料について伺う。」との質疑があり、執行部より、「国県が現在設置しているものを一元的に市民の皆様に情報提供するシステムを構築するものである。」との答弁がありました。

また、委員より、「どのようにしていつ頃から見られるか伺う。」との質疑があり、執行部より、「市のホームページや公式LINEからも見ていただけるよう構築し、6月1日からの運用を目指している。」との答弁がありました。

企画部の審査においては、委員より、「認定こども園基本構想作成業務委託料について、委託料の具体的な内容や基本構想作成のスケジュール、関係者との合意形成や基本構想の必要性、公園と保育園を設定すること等について。」質疑があり、執行部より、「基本構想はどういうものを求めるかというコンセプトをしっかりとつくるものである。現在の保育園は災害の危険度が高いこと、保育園の移転と公園を一体化として整備したいという方針である。候補地は幾つかあったが、検討の結果、あそこしかないと選んでいる。」などの答弁がありました。

さらに審査過程の中でどのように候補地選定をしたかの資料の提出を求め、後日資料を受け取るとともに、福祉保健部も出席し審査を行いました。

市民部の審査においては、委員より、「地域おこし協力隊配置事業において、ベトナム国籍の方のコミュニティを構築すると説明があったが、

その理由を伺う。」との質疑があり、執行部より、「本市では892人の外国人が暮らしており、その3割がベトナム国籍の方である。このたび地域おこし協力隊員を採用し、ベトナムコミュニティづくりの推進、相談窓口の対応、そして、日本語教室などの生活のサポートを担ってもらいたいと考えている。」との答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より、「有害鳥獣捕獲対策協議会補助金3,400万円について、このたびの予算でどのような対策が見込めるか伺う。」との質疑があり、執行部より、「国費を活用した事業により、4地区へ侵入防止策の導入を考えている。また、自治体等が活用する箱なわの購入、そしてＩＣＴを活用し捕獲おりの近くにカメラを設置して、アプリを通して、捕獲者、地域営農課、農地を守りたい地域の方と情報を共有することで、より一層捕獲が進むと考えており、このたび6台購入し、今後増やしていきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「施政方針にこれまで実施したモデル地区での有害鳥獣対策の成果を全市に展開するとあるが、具体的に伺う。」との質疑があり、執行部より、「これまで千日上式敷地区をモデル地区としてやってきた中で、捕獲方法や獣の修正などを学んできた。これを困っている地域の方からの相談等に生かし、守れる農地をつくっていきたいと考えている。」との答弁があり、また、委員より、「サッカー公園の改修について、2億8,000万円の工事請負費が計上されているが、この投資が将来的にどのように生き、また交流人口をどのくらい増やしていく見通しか伺う。」との質疑があり、執行部より、「サンフレッチェ広島を応援し、連携することで安芸高田市の魅力発信や訪れる機会をつくりたい、またユース生がけがをしない環境とするために人工芝を張り替え、強いチームになっていただきたいという願いもある。現在、実施しているパブリックビューイング等の取組を重ねながらファン層を増やしていくたいと考えている。」との答弁がありました。

また委員より、「指定管理事業の中で、たかみや湯の森が800万円、土師ダムサイクリングターミナルが920万円、神楽門前湯治村が790万円、北の関宿が140万円と指定管理料が減額となっているが地域の経済活動、雇用関係、運営に影響はないのか。減額の根拠について説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「各施設において、事業ごとに細分化し、積み直しを行った結果、営利部門において見直しが必要な箇所が見つかった。その部分について、指定管理者と協議を重ね、合意形成を図り、削減した。非営利部門については、販売管理費から非営利部門の収入を控除した額を指定管理料として計上している。全ての施設に言えることだが、指定管理者には運営面でのマンネリ化にならないよう、短期的に経営状況を確認しながら、継続的に競技運営を進めていくこととしている。」との答弁がありました。

建設部の審査においては、委員より、「老朽住宅解体状況補助金が昨

年に比べ大幅に増加しているが、説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「現在連携協定した解体シミュレーションサイトが好評で空き家解体に大変関心が集まっている。この機会に、空き家解体の補助額をおおむね2倍にし、それを1年間限定で対応することにより、飛躍的に空き家解体を促したいと考えているからである。」との答弁がありました。

また、委員より、「水道事業費の負担金が令和4年度と比較して1億823万6,000円増額である要因について伺う。」との質疑があり、執行部より、「今まで水道事業の予算では3条予算に基準外繰入金を入れていたが、今回、企業団の水道事業会計の基準に基づいて行ったため4条予算の起債の償還が繰入金に充てられることとなった。また、安芸高田事務所に7名、本部に2名出向する人件費、これが増加の要因と考えている。」との答弁がありました。

福祉保健部における国民健康保険特別会計予算の審査においては、委員より、「7億円ある国民国保特別会計財政調整基金から、約5億円取り崩し、一般会計に繰り入れるとの説明があったが、来年度以降に支障はないのか。」との質疑があり、執行部より、「財政調整基金を一般会計に移行する背景には三つ要因がある。一つ目は平成30年度から国保が県単位化となり医療給付費が急激に上がっても、必要な医療費は全て県の普通交付税で賄っている。二つ目は、令和6年度に県統一の保険料率が定められ、市独自で軽減措置ができなくなる。三つ目は、国保被保険者対象の検診や人間ドックは県の特別交付金で全て賄っている。これらの要因により、今後基金の大きな支出はない見込んでいる。」との答弁がありました。

また、お手元にお配りしたとおり、議案第35号「令和5年度、安芸高田市一般会計予算に対する修正案」が提出され、審査を行いました。

内容は、認定こども園基本構想作成業務委託料に係る予算613万8,000円を減額するもので、理由として、当該事業は吉田保育所、みつや保育所、吉田幼稚園を統合し、旧田んぼアート公園予定地に公園と一体型の認定こども園を整備するための基本構想を作成するものである。

当該保育施設は土砂災害特別警戒区域にあり老朽化も著しく、移転新設は市政の喫緊の課題であることは十分認識しているが、その進め方は容認できるものではない。

具体的には、一点目、保育所規模適正化推進計画では原則として小学校区に1保育所を基本とするし、吉田小学校区内に配置する計画であった。原則が崩れることについては、一般質問で、今から整理が必要との答弁があつたが整理をしてから事業を進めるべきである、でなければ全てがなじ崩しになってしまう。

二点目、保育所規模適正化推進計画では、保護者や地域住民の理解を得ながら進めるとあるが、昨年11月の記者会見で方針を発表してから3

か月間、この間保護者、地域住民家の説明は行っていない。説明をするために基本構想をまとめるといわれるが、現在地の危険性や学区内に適地がないこと、人を呼び込む拠点としたいことなど説明材料はある。緊急性のある案件であればこそ、早く動き、時間かけて理解を得るべきである。

三点目、これまで保育を支えてきている民間事業者に対し、記者会見前に方針を伝えた後、ここまで意見交換を行っていない。本件は民間の事業に大きな影響を生じる方針転換であるにもかかわらず、誠実な対応に欠けていると言わざるを得ない。保健施設は一般的に賑やかな場所である。また、送迎により交通量の増加も予想され、周囲の理解なしに円滑には運営はできない。決断するのはトップの役目だが、独断専行に移ってしまえば人の心はついてこず、施政方針にある、力を一つにし、心を一つに世界で一番住みたいと思えるまちを築くに至りません。このまま進めることは将来に禍根を残すことになると判断したとの理由により、令和5年度、安芸高田市一般会計予算から、認定こども園基本構想作成業務委託料613万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を200億3,900万円から200億3,286万2,000円に改めるものです。

慎重に審査した結果、議案第35号については、修正案並びに修正案以外の原案は可決すべきものと決し、その他の特別会計及び下水道事業会計、議案第36号から議案50号までの10号議案については全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○大下議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○大下議長 討論がありますので、これより本案16件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第35号「令和5年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する討論を行います。

討論は修正案も含めての討論を行います。まず、修正案に反対し、原案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊高議員 議案第35号「令和5年度喜多方市一般会計予算」について原案賛成、修正案反対の立場で討論を行います。

令和5年度一般会計予算案は、安芸高田市誕生から20年が経過しよう

としており、大きな変化を求める重要な年度予算です。2040年頃には財政が行き詰まる予測の中で厳しい予算案となっております。

公共施設の削減はもとより、上下水道料金の見直しをはじめ、インフラ資産の更新費用の削減などなど、20年先、安芸高田市が生き続けるために今変えるしかないとつくられた予算と私は評価をしております。

予算決算常任委員会で出された修正案に対しては反対です。

審査の中で、認定こども園基本構想作成業務委託料に係る予算額613万8,000円を削除したことは、長期的政策策定の視点からも不合理です。

また、土砂災害特別警戒区域にあり、老朽化が著しい保育所等を整備することは市の喫緊の課題であり、質疑の中で、関係者の皆さんに対する説明をどのようなスケジュールで行うか問うたところ、構想案を示した上で説明することが合理的であると答弁がありました。その構想案が出来上がる10月頃待って、説明を尽くしていきたいとの答弁がありました。

また、公設民営化、民設民営化の検討もその時点で十分補足はなく、公園施設整備という非営利施設部分があるので基本構想案は市が責任をもって提案することが行政の責務であるとの答弁がありましたが、当然のことと受け止めました。

保育所規模適正化推進計画では、原則として小学校区に1保育所を基本とするとあることも修正中にありました、現在の少子化の進展は想像以上のスピードです。20年先を見据えた適正化を考えると、この原則見直しも必然だと考えます。

また、民間事業者への影響についても開園までの時間を考えれば十分とは言わないまでも、猶予の時間はあると思います。

ただ、負の遺産になりそうであった、田んぼアート公園跡地と認定こども園構想を結びつける発想は、高い視座と広い知見があつてのことと私はびっくりさせられております。小学校区に一保育園とする原則に縛られてきていては、急を要する今回の事態に対応できなかつたのではないかとも思います。さらに学校区内に適切な建設用地の早急な確保が難しい状況の中での発想であったとも推測されます。

また、独断専行に見られるがちな市政運営と言われますが、その責任を市長のみの責任だと私たち議会が言えるんでしょうか。議会と市長の溝が生まれたのは、元をただせば議会が間違いを正すことなくここまでいたと言えないでしょうか。

市長と議会が歩み寄って事前にお互いの考えを交換することができ、早くから市民への説明責任を議会が果たしていれば、このような事態は避けられたのではないでしょうか。

ただ今回、議員から予算に対する修正が出されたことは、議会事務局の力を借りないと難しい修正案提出ですが、議会の質が上がる大きな前進だと私は思っております。

以前、私も道の駅整備計画の中で財源根拠のない歳出予算に対しても5名近い議員で修正案を出さしていただきました。しかし、根拠のない反対理由で否決されたことがありました。しかし、議会本来の権限を示すことができたと思っております。

ただ今回、私は修正案に反対し、原案に賛成をいたしました。委員会でただ一人だけの立場で吐き気がするほどの孤独感を味わいました。私のことを市長側とか、市長よりとか言っているようですが、冷静に市長の話を聞けば、多くの考えが一致するからそうなってきただけのことです。

市民の皆さんに、安芸高田市の未来を託すために、議員としての責任を全うしたい、その一念でこの議場に立っております。

その上で、議会基本条例に照らして、市民に誇れる市民に分かりやすい審議と議決が行われた委員会審議であったかどうか、私は疑問に思っております。

市民から、審議の中で指定管理の問題指摘、また団体補助の減額の指摘、先ほどもありました委員会での議案否決などなど、多くの厳しい疑問等が投げかけられた中で、今回の修正案、一点のみに討論なく、原案をされました。

あの質疑や議論は何のために時間をかけて行ったのかと、市民から私は問われました。

私は答えることができませんでした。せひとも、この最終議決の場であるこの本会議場で、市民の納得できる分かりやすい討論を皆さんに臨み、修正案反対、原案賛成の討論を終わります。

○大下議長 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○大下議長 反対討論なしと認めます。

次に、修正案の修正案に反対し、原案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○大下議長 賛成討論なしと認めます。

次に修正案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○大下議長 賛成討論。なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号「令和5年度安芸高田市一般会計予算」の採決に入ります。

本案の委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について、起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 大下議長 起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。  
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。  
修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、修正部分を除く原案は可決されました。  
そのほかの議案について討論はありませんか。
- (討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第36号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の件」から、議案第50号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計予算の件」までの15件を一括して、起立により採決いたします。  
本案15件に対する委員長の報告は原案可決であります。  
本案15件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案15件は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午前11時37分 休憩  
午後 1時00分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 大下議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 追加日程第1 議案の撤回について
- 大下議長 ただいま市長より、議案第54号令和5年度安芸高田市一般会計補正予算第1号について、議案の撤回の申出がありました。  
この際、日程の追加についてお諮りいたします。  
議案の撤回の件は緊急を要しますので、緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
- (異議なし)
- 大下議長 異議なしと認め、日程を追加いたします。  
追加日程第1、議案第54号、令和5年度、安芸高田市一般会計補正予算第1号議案の撤回の件を議題といたします。提出者から理由の説明を求めます。
- 石丸市長。
- 石丸市長 議案第35号の議決結果を受けて、第54号を撤回します。

- 大下議長 これをもって理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。  
本件の議案の撤回を承認することに異議ございませんでしょうか。  
(異議なし)
- 大下議長 異議なしと認め、議案第54号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算第1号」の議案は撤回を承認することに決しました。
- ~~~~~○~~~~~
- 日程第38 議案第51号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 大下議長 日程第38、議案第51号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。  
御審議のほどよろしくお願ひします。
- 大下議長 提案理由の説明を終わります。  
この際担当部長から要点の説明を求めます。
- 内藤市民部長
- 内藤市民部長 それでは要点の説明をします。  
議案書を御覧ください。  
条例の改正の趣旨は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正を行うものです。表の右側が改正前、左側が改正後です。1ページから2ページにかけて、第10条の2の規定をほぼ全面改正しております。  
端的に改正内容を説明いたしますと、個人番号カードを利用して行う印鑑登録証明書の申請について、移動端末設備であるスマートフォンの利用も可能とすることについて条文を改正するものです。施行期日について法の改正は、令和5年5月11日に施行予定となってますが、現時点では未確定であるため、規則委任しております。  
以上で説明を終了します。
- 大下議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議案第52号 委託契約の締結について

○大下議長 日程第39、議案第52号「委託契約の締結について」の件を議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 本案は安芸高田市消防本部高機能消防司令センター整備業務委託契約の締結について、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大下議長 提案理由の説明を終わります。この際、担当部長から要点の説明を求めます。

近藤消防長。

○近藤消防長 それでは議案第52号「委託契約の締結について」の要点を説明いたします。説明資料を御覧ください。

まず業務名でございますが、安芸高田市消防本部高機能消防司令センター整備業務でございます。本業務は、平成24年4月から運用開始した現行の高機能消防司令センターシステムが対応年数を経過するに当たり、通信指令業務の確実な運用を確保するためシステムを更新し、高機能消防司令センター機能を強化するものでございます。

次に、契約の相手方は、公募型プロポーザル方式として評価を行い、株式会社富士通ゼネラル中四国情報通信ネットワーク営業部を選定し、現在同社と3億3,660万円で随意契約により仮契約を締結しております。

本業務の履行期限は、令和6年3月29日でございます。

2ページをお願いします。

高機能消防司令センターの概要でございますが、10イメージ図にあるように、高機能消防司令センターは119番通報の受付、消防隊等に対する出動指令、消防車、救急車等との無線情報通信など、各種消防業務に関する情報処理を等を一括して効率的に行う各種装置のほか、防火対象物や危険物施設などのデータを一元管理することができる消防防衛システムの整備を行います。3ページに、システムの主な設備とパワー通信

指令室のイメージ図を添付しておりますので御参照をお願いいたします。

続いて議案を御覧ください。

このたびの委託契約の締結についての議案は、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上の製造の請負となりますので、議会の議決を求めるものでございます。

以下、内容については先ほど説明のとおりでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○大下議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(討論なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号「委託契約の締結について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第40 議案第53号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算第12号

○大下議長 日程第40、議案第53号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）」の件を議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、マイナポイントの申請期限が令和5年5月末に延長されたことに伴う債務負担行為の追加と、高宮田園パラツォの音楽著作物使用料及び遅延損害金の支払いに必要な費用を既定の歳入歳出予算に追加するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大下議長 以上で提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画部長

○猪掛企画部長

それでは、要点の説明をします。このたびの補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ125万1,000円を追加し、予算の総額を210億2,668万6,000円とするものです。

これは高宮田園パラツォに設置しております、通信カラオケ機器に係る音楽著作物使用料を設置当時から支払っていないことが判明したため、その使用料及び遅延損害金の支払いに要する経費を追加するものです。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

歳入ですが、19款の繰入金は、財政調整基金繰入金125万1,000円の増額です。

続いて13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄、社会教育施設維持管理費125万1,000円は、その他借り上げ料使用料として100万6,000円、賠償金を24万5,000円計上するものです。

次に、4ページにお戻りください。

債務負担行為の補正ですが、マイナポイントの申請期限が5月末まで延長されたことに伴い、マイナンバーカード交付等に係る業務を追加するものです。

以上で要点の説明を終わります。

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博議員。

○大下議長

13ページになりますけど、社会教育施設維持管理費なのですが、どう言いますか、支払いは滞っていたという話なんですけれども、これは著作権を持たれてるほうから指摘を受けてそういうふうに発覚したのか、それとも、当局のほうでシステム化。それをやるときにこういうことがあるとこっちが気がついたのか、そのどちらかお伺いいたします。

○大下議長

答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長

9月に機器更新をしましたときに、諸契約等を結ぶに当たり確認したところ、著作権料を支払ってないということを担当者が発見し、今日まで協議をしていたということです。

○大下議長

ほかに質疑ありますか。

山本議員。

○山本数博議員

そうしたときには、今の答弁を聞きますと、こっちから気づいて善処したような内容になるんですね。そうしたときに、賠償金を払うようになつとるんで、向こうから支払ってないと、こういう要求があつて支払ってくださいと、それには支払ってもらってないんだから賠償金をつくじゃないかと。まあいろんなことになってくるんじゃないかなと思うんです。

そうしたときに、こっちから賠償金を払えと、こういうふうになつて

- くるのは、何の法律に基づいて賠償金を払うようになったのかお伺いしたいと思います。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 宮本教育次長 宮本教育次長。
- 議員の御指摘のとおりで、費目が損害賠償金のところに計上するということで、実際には遅延損害金ということで請求をいただいております。以上です。
- 大下議長 ほかに質疑ありますか。
- 山本委員。(御指摘のとおりではない。正確に答弁して下さい。解釈が違いますから。)との声あり。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 宮本教育次長。
- 費目のほうが補償補填及び損害賠償金という費目で今回支払いをいたしますが、その中に遅延損害金というものを含めるということができるようになっておりますので、こちらのほうで支出をいたします。以上です。
- 大下議長 分かる人が答弁してください。
- 答弁を求めます。
- 宮本教育次長。
- 根拠につきましては、著作物の使用において延滞料の計算方式がありまして、そちらのほうでジャスラックの方が計算をし、当市のほうへ請求をされたということになっております。
- 以上です。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 石丸市長。
- 御認識がないようなので、改めてこの場でお伝えします。ほとんどの方は御存じだと思うのですが、まず、著作権法というのがあって勝手に使っちゃいけないんです。対価が発生します。費用を伴います。それについて払っていなかったので、民法の107条、これに不当利得という項目があります。明らかに正当な理由がないにもかかわらず、他人の財産によって利益を得ることで他人に損失を与えていたこと、これやっちゃ駄目なんですね。なので、当然市は支払いをする義務が生じています。
- 大下議長 答弁を終わります。
- 山本議員。
- 認識がないので申し訳ないんですが、民法107条で言われましたけど、これは相手が無断使用を見つけたときじゃないかと思うんです。
- こっちから未払いだったということを申し上げても、やっぱりこの170の条というのが適用になるんでしょうか。
- 大下議長 答弁をお願いします。

- 石丸市長 石丸市長。  
○大下議長 当然です。
- 大下議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
南沢議員。  
○南澤議員 今回、著作物に対して不当利得を得たということなんですか?  
このほか、高宮田園パラツォ以外でこういったカラオケを利用しているという例はありますでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。  
○宮本教育次長 宮本教育次長。  
○宮本教育次長 教育委員会が所管します、その他の施設にはカラオケ設備はございません。  
以上です。
- 大下議長 ほかに質疑ありませんか。  
(異議なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第53号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~
- 日程第41 閉会中の継続調査の件について
- 大下議長 日程第41「閉会中の継続調査」の件についてを議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき閉会中の継続審査の申出が提出されております。
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 大下議長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認することに決しました。
以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いた

しました。

これにて令和5年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員